

# 核兵器禁止条約の意義と課題

岡本良治(九州工業大学名誉教授)

- § 1 初めに
- § 2 核兵器禁止条約の意義と課題
- § 3 国家安全保障の中心政策としての「核抑止論」の系譜
- § 4 核の傘—期待と幻想—
- § 5 当面する課題—ミサイル攻撃・ミサイル防衛論の虚実—

## (要約)

1)核兵器禁止条約は、軍事力による国家安全保障概念を実現する道具としての核兵器を全面的に禁止した歴史的快挙である。

核兵器の廃絶を直接に目指すわけではないが、非合法化する条約である。

2)核兵器禁止条約は、国家安全保障概念の中心的戦略としての核抑止論を人道的な見地から否定した。

このことは、約200年前のベンサムによる個人の安全保障の時代から、軍事力による国家安全保障を経て、現在模索されている平和と共生に基づく、人間の安全保障に至る理念の形成に大きく資するとみなしてよいかもしれない。

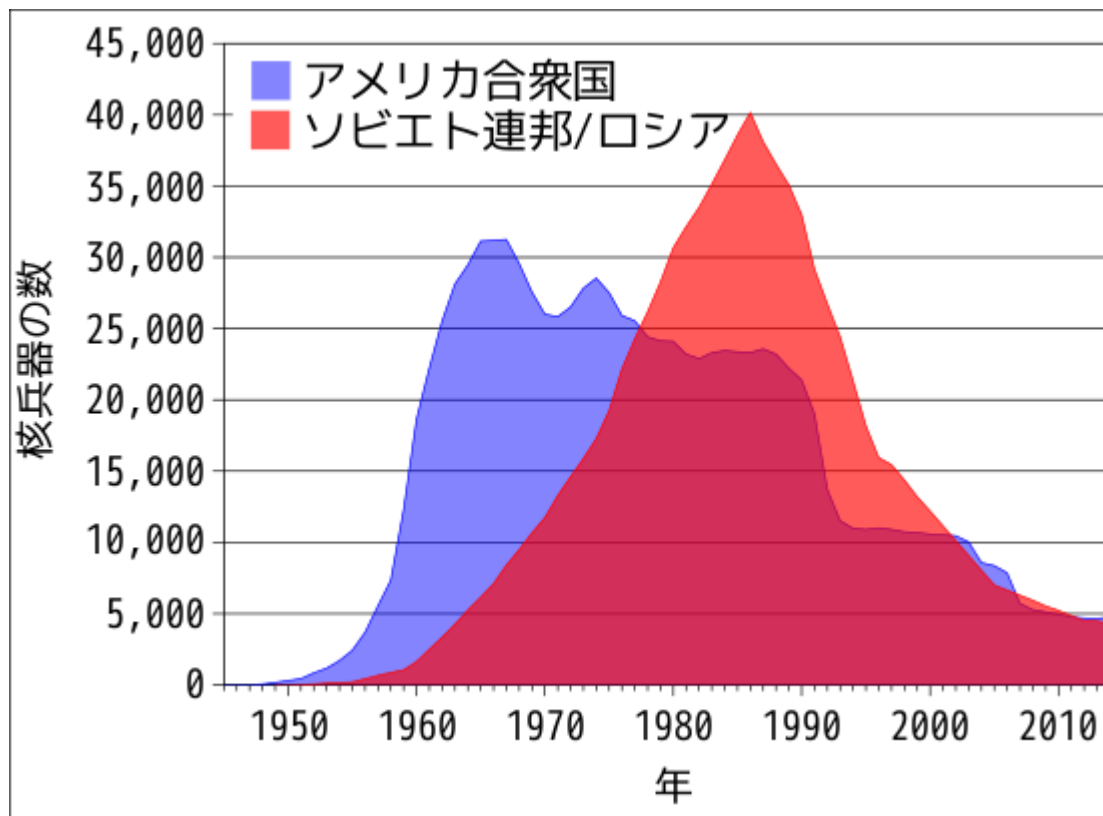
3)核抑止論の補完政策としての拡大核抑止論(=核の傘論)の有効性については、日本政府が宣伝し、一般市民が期待している(期待させられている)ほどには、実証的な裏付けは十分ではない。日米安保条約に核兵器使用は明記されていない。

4)核兵器のない世界を実現するという夢に向かって、核抑止論のより深い理論的批判だけでなく、過去有効であったとされている事例の実証的分析と、現在の具体的な課題、たとえば北朝鮮による核ミサイル開発問題にも説得力のあるアプローチが必要である。

# § 1はじめに

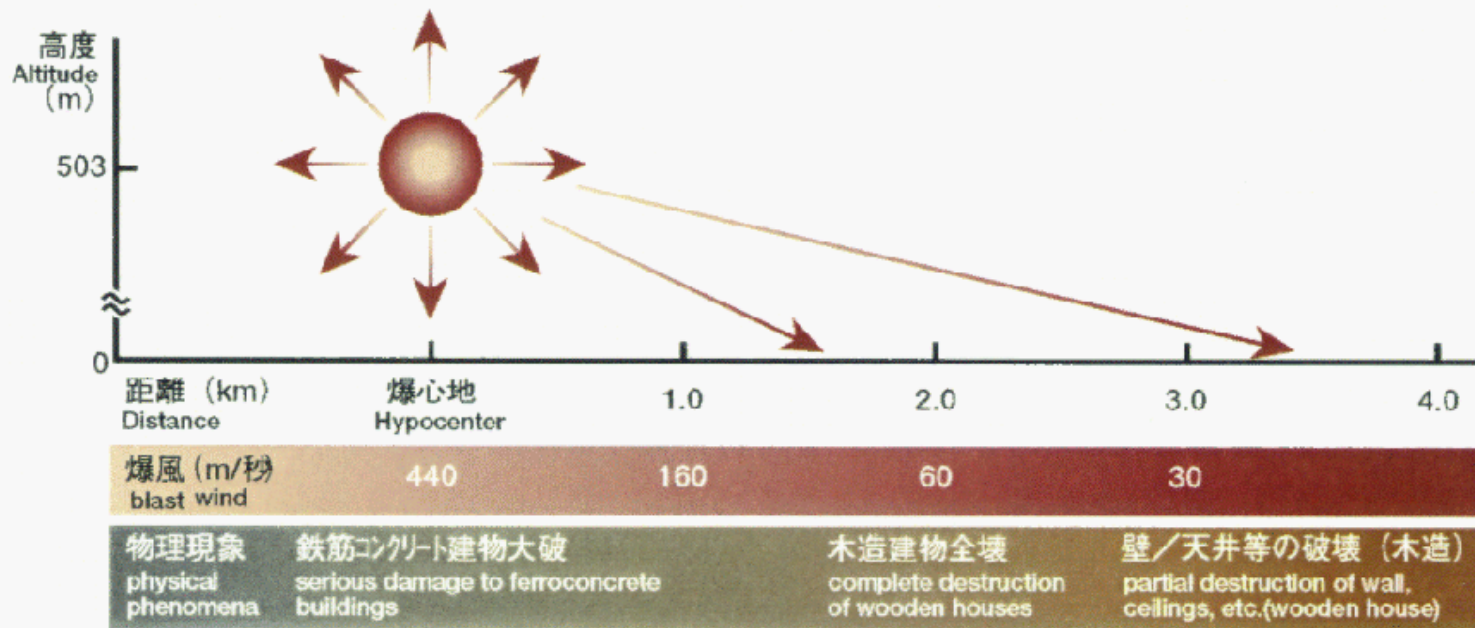
核兵器の配備の歴史的経過と現状：

第二次世界大戦中に、米国だけが原爆保有し、広島と長崎に投下、核兵器総数の最大値は7万発以上であった。



アメリカ合衆国(青)とソビエト連邦(ロシア、赤)の核兵器保有量の推移  
(1945年-2005年)[米ソ核兵器数水位]

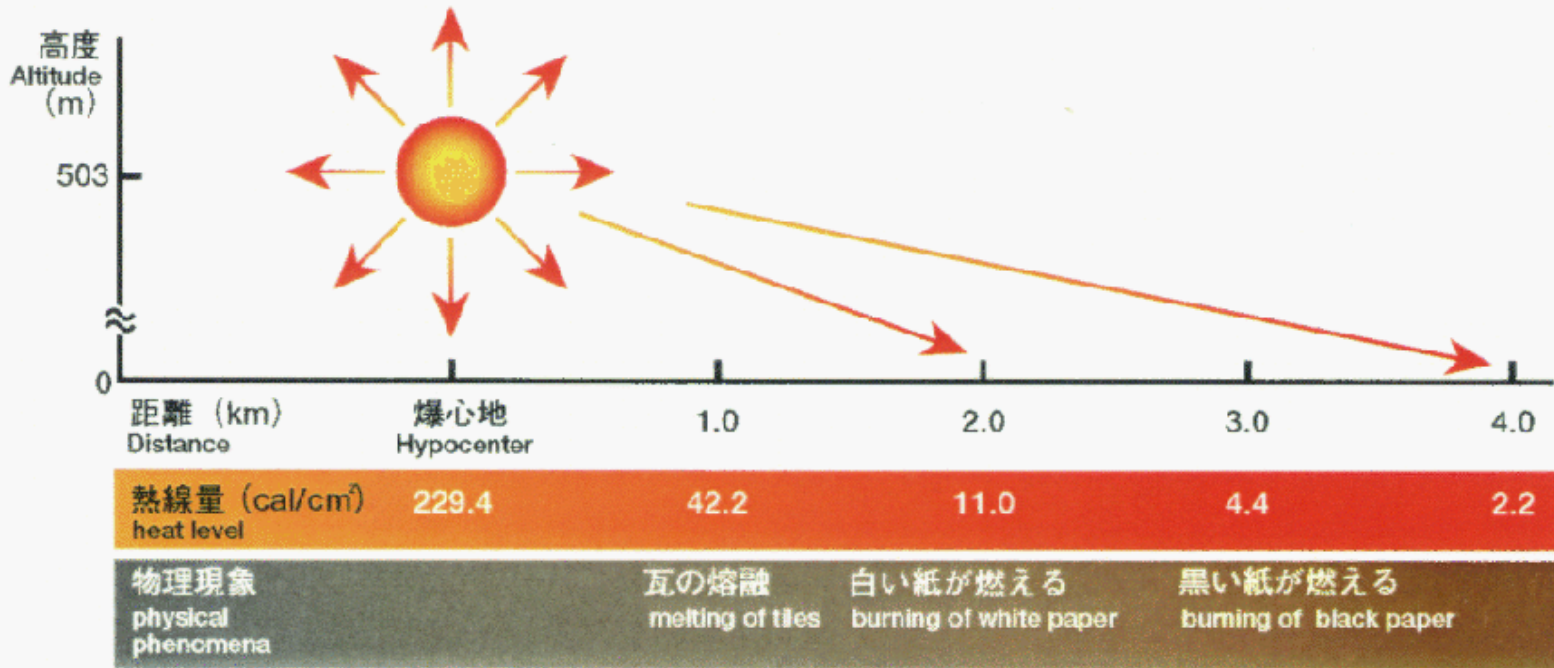
# 爆風 (Blast wind)



長崎の原子爆弾被害に関する科学的データ

<http://www-sdc.med.nagasaki-u.ac.jp/n50/start-sjis.html>

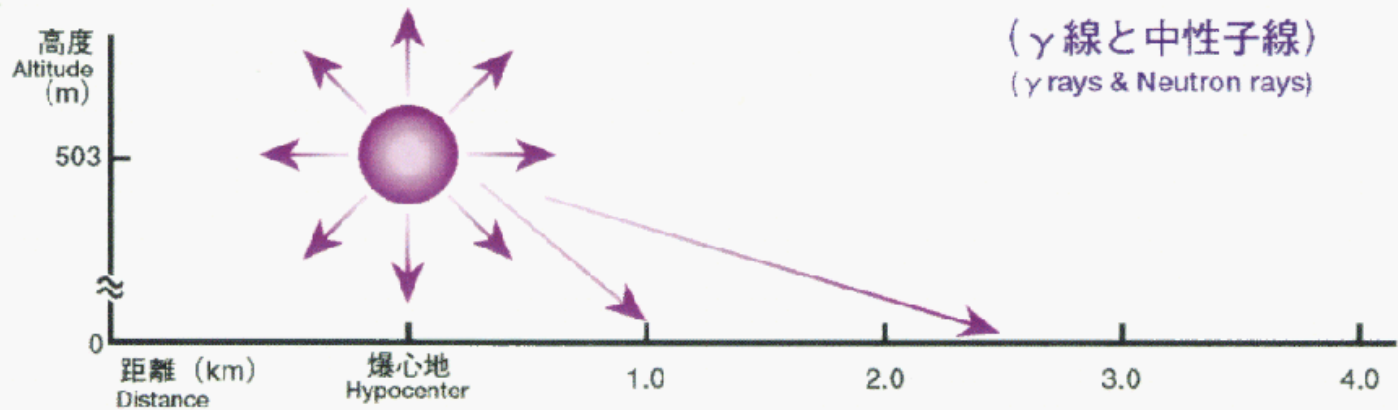
# 熱線 (Heat rays)



長崎の原子爆弾被害に関する科学的データ

<http://www-sdc.med.nagasaki-u.ac.jp/n50/start-sjis.html>

# 放射線 (Radiation)



放射線量 radiation dose	$\gamma$ 線 (Gy) $\gamma$ rays	319.5	78.5	7.83	0.89	0.13	0.02
	中性子線 (Gy) neutron rays	21.1	3.31	0.14	0.006	0	

長崎の原子爆弾被害に関する科学的データ

<http://www-sdc.med.nagasaki-u.ac.jp/n50/start-sjis.html>

# 電磁パルス(EMP)または核電磁パルス

- ・核爆発により核分裂後10ps(10-11秒)以内に発生したガンマ線(X線)が大気層の20 - 40km付近の希薄な空気分子に衝突し電子を叩き出し(コンプトン効果)、叩き出された電子が地球磁場の磁力線に沿って螺旋状に跳び、10nsほどの急峻な立ち上がりで強力な電磁パルス(Electro-Magnetic Pulse)を発生させる。
- ・高高度核爆発(High Altitude Nuclear Explosion, HANE)は、高層大気圏における核爆発。強力な電磁パルスを攻撃手段として利用する。
- ・大気が希薄であることからガンマ線は遠方まで届き、発生した電磁パルスの影響範囲は水平距離で100kmから1,000km程度にまで達する場合がある。この核爆発の影響は、EMPによる電子機器障害がほとんどのため、大量破壊兵器の使用であると同時に非致死性の性格も持つ。

爆発分類	高度	発生機構	電界強度	到達範囲	周波数範囲
高々度	>40km	地磁気の影響	50kV/m	大	DC～数10MHz
高度	2～20km	空気密度の非対称性	10kV/m	中間	1MHz以下
地表	0～2km	空/地面の非対称性	100kV/m	局地的	1MHz以下

雷の場合は周波数は1MHz以下で電界強度は10 - 数100kV/m程度である。パルスの立ち上がりはHANEの3桁ほど遅い



2017年08月30日 [産経新聞]

「電磁パルス攻撃」の脅威 日本全土が機能不全に  
 北朝鮮が核兵器や弾道ミサイルで挑発を続けるなか、  
 もう一つの深刻な脅威として「電磁パルス攻撃」の可能性が指摘されている。

### 北朝鮮、もう一つの危機 電磁パルス攻撃

① 広範囲で長期間の停電が発生  
 ② 電子機器がデータごと破壊される恐れ  
 ③ 米国やロシア、中国も攻撃能力を持つ

④ 核実験でガンマ線が発生  
 ⑤ 大気中の塵埃や酸素と衝突し、電子をはき出す  
 ⑥ 強力な電磁パルスが発生  
 ⑦ 飛行機が燃料不足  
 ⑧ 大規模な停電  
 ⑨ 原子力発電所が制御不能  
 ⑩ 通信などのインフラがまひ  
 ⑪ 原子力発電所が制御不能  
 ⑫ 国防力が脱力喪失  
 ⑬ 新幹線など運休  
 ⑭ パソコンやスマートフォンなどのデータ消失

核実験を誘った弾道ミサイル 発射

被害は最悪のケースを想定

日本

北朝鮮の大規模弾道ミサイル(ICBM)「火星14」

#### 広範囲にわたる影響

高度30°で発生した場合  
 高度100°で発生した場合

半径500km  
 半径1100km

※日本国土全体の約10%の範囲

#### 米国の想定

最高速度実験「スターフィッシュプライム」

① 米軍が1962年に高度約400°で実験。爆心から約1400°離れた東のワイ・ネムル島上空が青く染まり、ハワイ諸島の広範囲で停電が発生

被害地域	ワシントンやニューヨークなど東部東部の全域
人的被害	死者、停電地域からの避難者がそれぞれ数百万人発生
経済被害	数兆円(数百兆円)
汚染状況	広範囲で原子力発電所や工業施設などの火災・爆発が発生。放射能物質や化学物質の漏洩が生じる
復旧期間	数年はかかる見通し

専門チームが描く被害想定  
 ※電磁パルスが100°の核爆弾をニューヨーク付近の高度135°で発生させた場合



2017年9月1日(金)しんぶん赤旗

## 「電磁パルス弾」研究着手 防衛省概算 核爆発利用の危険

防衛省は、新たな軍事技術の取得を目的とする「防衛技術戦略」にもとづき、2018年度軍事費の概算要求に「電磁パルス(EMP)弾」の研究経費として14億円計上しました。

# 核兵器は世界に1万4900個。核所有国家一覧と推定所有数

## WHERE THE WORLD'S 14,900 NUCLEAR WEAPONS ARE



2017年現在、核兵器保有国は9カ国(米, 露, 英, 仏, 中国, インド, パキスタン, イスラエル, 北朝鮮)に拡散し、核兵器総数は約15000発に及ぶ、

Country	 Russia	 US	 France	 China	 UK	 Pakistan	 India	 Israel	 N. Korea
Deployed	1,790	1,740	290	?	120	0	0	0	?
Stockpiled/non-deployed/other	2,700	2,740	10	260	95	140 <sup>A</sup>	120 <sup>B</sup>	80	8
Retired/waiting to be dismantled	2,510	2,300	0	0	0	0	0	0	0
<b>Totals</b>	<b>7,000</b>	<b>6,780</b>	<b>300</b>	<b>260</b>	<b>215</b>	<b>140</b>	<b>120</b>	<b>80</b>	<b>8<sup>C</sup></b>

A. Some data suggest Pakistan has 120-130 nuclear weapons, which are left unassembled until launch. (FAS)

B. Similarly, some data suggest India has 110-120 unassembled nuclear weapons. (FAS)

C. Estimate based on bomb-grade material North Korea has likely made. It's not publicly known if the nation has warheads capable of launch.

[核兵器数2017]

# 核兵器削減への取り組み

1963年, [部分的核実験禁止条約](#)

1968年, [国連総会で核拡散防止条約 \(NPT\)](#) が採択された。

これはアメリカ合衆国、ソビエト連邦、イギリス、フランス、中華人民共和国 ([五大国](#)) のみを国際的に認められた「核兵器保有国」として核軍縮義務を規定し、他の「非核兵器保有国」の核兵器保有を禁止し「核の平和利用」に限定するものである。

1996年, [地下核実験](#)を含め禁止する[包括的核実験禁止条約 \(CTBT\)](#) は、2010年現在でも発効していない。

ただし[臨界前核実験](#) (または未臨界核実験, nuclear hydrodynamic experiment) は[部分的核実験禁止条約](#), [包括的核実験禁止条約](#)でも禁止されていない。

→核拡散防止条約の分離: **多数派: 核兵器禁止条約2017年**  
**少数派: 核兵器保有国と核の傘国**

- ・戦争と平和の社会経済の面 (の分析);
- ・産軍学複合体をバックにした軍事技術官僚の集団,
- ・戦争と平和の精神的・人間的側面 (の分析)
- ・抑止論の矛盾のひとつとしての「安全保証のディレンマ」
- ・北朝鮮の核・ミサイル開発をめぐる脅威論, その報道・論評の不公平性

## 防衛費2.5%増、膨張一途 陸上イージス「額未定」 概算要求

[朝日20170901]

2017年9月1日 過去最大の5兆2551億円が概算要求された防衛費。2017年度当初予算に比べ、1300億円(2.5%)増。現在の中期防衛力整備計画(14~18年度)で見込む年平均0.8%の防衛費の伸び率を大幅に超えた。要求ベースとはいえ、防衛費の膨張傾向は進む一方だ。▼1面参照

■「攻撃転用可」指摘の装備も

防衛省は北朝鮮の相次ぐミサイル発射に対応するためとして、弾道ミサイル防衛(BMD)の強化に1791億円を要求した。目玉は、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の設計費だ。防衛省は米国との協議を経て年末に金額を確定させるとして、要求額を「未定」としており、今回の総額には反映されていない。

しかし、イージス・アショアの本体は1基800億円とされ、2基で1600億円。最新レーダーの整備を始め、1基あたり100人程度の要員も必要とされ、将来、重い財政負担になりかねない。

BMDではほかにも、発射角度を上げて迎撃を困難にさせる「ロフテッド軌道」などに対応するため、自動警戒管制システムの改修に107億円、次期警戒管制レーダーの開発に196億円を盛り込んだ。

## 韓国国防相、米軍の核再配備に言及 対北朝鮮、焦り反映

2017年9月1日

韓国の宋永武(ソンヨンム)国防相が30日、ワシントンで開かれた米韓国防相会談で米**戦術核**の韓国再配備に言及した。韓国当局者は朝鮮半島の有事に備える米軍戦略兵器の配備が年内に増強される見通しも示した。**北朝鮮**の核開発に焦る韓国の内情を反映した動きだが、地域の安全保障に影響が出そうだ。

米国は1991年、当時の盧泰愚(ノテウ)・**韓国大統領**が朝鮮半島の非核化を宣言したことを受け、**在韓米軍**の戦術核を完全に撤去したとされる。専門家の間では、戦術核再配備の議論は中口の強い反発のほか、日本や台湾などが核保有に動く「核ドミノ現象」を引き起こすとの指摘がある。

## § 2 核兵器禁止条約の意義と課題

### 核兵器禁止条約のポイント

- ・前文でヒバクシャらの受け入れがたい苦痛を心に留めることをうたう
- ・核兵器の「開発」「実験」「製造」「生産」「取得」「保有」「貯蔵」「移転」「使用」、使用をちらつかせる「脅し」などの禁止(→核抑止論も否定)
- ・核兵器の自国領内への配備の禁止
- ・既存の国際合意において締約国が負う義務には影響を及ぼさない(ただし、核禁条約と両立する場合のみ)
- ・核兵器使用に伴う環境や健康などへの非人道的影響を認める
- ・核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法、特に人道法の原則や規定に違反しうると見なす
- ・50カ国の批准後に発効。無期限有効

+条約はどのような活動を禁止していますか？

[ICAN2017]

この条約は、各国が核兵器の開発、試験、生産、製造、移転、所有、備蓄、使用、または使用を脅すことを禁止している。また、これらの活動のいずれかに誰かが援助、励まし、誘導することを禁じます。さらに、各国は、核兵器を自国の領土に駐留させたり配備したりしてはならない。

+条約は法的に拘束力がありますか？

はい。この条約は、加盟国に法的拘束力があります。

+それが効力を起こすには、いくつかの国家が参加しなければならないのですか？

合法的な勢力に入る前に、50カ国は条約に署名し、批准しなければならない。署名は、政府の行政府が行う比較的簡単な行為です。批准は、通常、立法プロセスを伴う。一旦条約が発効すれば、いかなる段階においても、それ以上の国に参加することができます。

+核兵器保有国が条約に加わることはできますか？

はい。核兵器を保有している国は、法的拘束力のある時間制約のある計画に従って、それらを即座に運用状態から取り除き、破壊することに同意する限り、条約に加わることができる。また、核物質、配達システム、関連施設など、核兵器プログラム全体を廃止することも求められている。



+核兵器を「ホスト」する国家が条約に加わることはできますか？

はい。その領土で別の国の核兵器を主催する国は、指定された期限までに核兵器を除去することに同意する限り、条約に加わることができる。

+核兵器国との軍事同盟にとどまることは可能でしょうか？

はい。この条約のいかなる条項も、同盟への参加が決して核兵器への支援を伴わない限り、核兵器国との軍事同盟に加わることを阻むものではない。

+この条約は、核兵器の使用と検査の被害者を助けるだろうか？

はい。各国は、医療、リハビリ、心理的支援など、核兵器の使用と検査の被害者全員に適切な援助を提供しなければならない。彼らはまた、彼らの社会的および経済的包含を提供しなければならない。

この序文は、核兵器活動の先住民に対する不均衡な影響を含め、核兵器の使用および試験の結果として被った弊害を認めている。また、女性と少女への不平等な影響も認識しています。

+この条約は核兵器で汚染された環境に対処するだろうか？

はい。国家は、核兵器の使用および試験に関連する活動の結果として汚染された環境の修復に向けた措置を講じなければならない。序文は、核兵器が環境に及ぼす重大な影響を認識している。

+条約の実施について議論するために各国が定期的に会合するのか？  
はい。条約が発効すれば、各国は定期的に会合して実施について議論し、必要な決定を下す。

+この条約は今まで改正されていますか？

はい。条約の下にあるどの国も改正案を提案することができる。これは投票にかけられるでしょう。採択されるためには、条約に加盟している国の3分の2が賛成投票をする必要があります。

+紛争が発生した場合はどうなりますか？

条約の下で2つ以上の国の間で紛争が発生した場合、交渉または他の平和的手段によって紛争を解決するための見解を一緒に検討しなければならない。

+国は、条約の特定の部分がそれに適用されないと主張することはできますか？

いいえ、条約では、国家が「予約」することはできません。これは、国が条約に加わることができず、その条項の特定の条項がそれに適用されないと主張することを意味する。

+条約は事務局を設立するのか？

しかし、各国は、条約の実施を容易にし、その規範を促進するために事務局を設置することを後の段階で決定することができる。

+どの国家も条約に加わることができますか？

はい。国連のメンバーであろうとなかろうと、どの国も条約に加わることができます。

+条約は無期限に存在するのだろうか？

はい。この条約は本質的に永久的です。

+国が条約を撤回することはできますか？

はい。その主権を行使する際、国は条約を撤回することができる。それは12ヶ月前に通知する必要があります。しかし、武力紛争に巻き込まれた場合、撤退することはできません。

+いつ、どこで条約が交渉されたのですか？

条約は、ニューヨークの国連で、3月27日から31日まで、6月15日から7月7日まで、2017年に交渉された。

+条約はいつ採択されたのですか？

この条約は2017年7月7日に採択された。

+条約は英語以外の言語でも利用できますか？

はい。この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の6つの国連言語すべてで利用可能です。各バージョンは本物の法的テキストです。

+どの国が条約の採択を支持したか？

UN総会の約2/3の122の国が、2017年7月7日に条約の採択を支持した。オランダだけが反対票を出し、シンガポールだけが投票を棄権した。他の国々は参加しなかった。

### 核兵器禁止条約交渉を巡る構図

参加	不参加
米国の「核の傘」に入らない非核保有国など	<b>核保有国</b> ロシア 米国 フランス 中国 英国
オーストリア メキシコ ブラジル 南アフリカ スイス スウェーデン エジプト インドネシア など	<b>実質的核保有国</b> インド パキスタン 北朝鮮 イスラエル
<b>129カ国</b>	<b>米国の「核の傘」に依存</b> 日本 ドイツ 韓国 ポーランド イタリア カナダ

# 核兵器禁止条約の背景としてのヒバクシャの献身的な活動

核兵器と人間、共存できない 谷口稜曄さん死去 長崎で被爆

2017年8月31日朝日新聞



長崎の原爆で一瞬にして焼かれた背中の大やけどは核兵器廃絶に向けた覚悟、そのものだった。生きる苦しみに耐えながら被爆の悲惨さを訴え続け、88歳で亡くなった谷口稜曄(すみてる)さん。核廃絶への思いは次世代に託された。

退院後は同じ病院にいた山口仙二さんらと長崎原爆被災者協議会(被災協)などで活動した。「被爆者運動によって生かされた」と振り返るように、治療の傍ら、国内外で核廃絶を訴え続けた。

課題：核兵器禁止条約交渉自体に参加しなかった国々は核非拡散防止条約(NPT)で承認された核保有国(米, 露, 英, 仏, 中国), 実質的核保有国(インド, パキスタン, イスラエル, 北朝鮮)及び米国の核の傘依存国(日, 韓, 伊, カナダ, ドイツ, ポーランド)という主要先進7カ国などが含まれている。これらの国々への対応をどうするか。

→軍事力に基づく国家安全保障概念に支配され, その中心的戦略としての核抑止論, およびその補完戦略としての拡大核抑止(=核の傘)の批判的検証を深め, それぞれの国々の野党, 市民運動, 科学者運動およびこれらの共闘などを通じて, それぞれの国々の政府に倦まず弛まず諦めず要求していくこと。

# 課題：核兵器の使用をちらつかせる「脅し」の禁止の解釈をめぐって

[朝日20170809]

- 1) 交渉を主導した一人、コスタリカのホワイト議長は採択後の記者会見で、「現在の安全保障の枠組みの中心に核抑止があると理解した上で、『脅し』をいかに条約に盛り込むかについて、大事な話し合いをした」と明かしていた。
- 2) 主要推進国・オーストリアのハイノッチ在ジュネーブ代表部大使が・・・、条約は「核の傘」の下にとどまることを禁じていないとの見解を示した。条約に否定的な日本などが、米国の「核の傘」で守られた現状のままでも条約に加盟できる可能性を示した。
- 3) ハイノッチ氏によると、核の使用に向けた動きを見せるなど「具体的な行為」が対象だという。同氏は「条約は『脅す』という行為を禁止する。(『核の傘』という『脅し』を根幹とする)安全保障体制に加わっていること自体は『具体的な行為』とは言えない」と断言した。
- 4) 主要推進国が文言を調整し、「脅し」として禁じるのは「具体的な行為」と解釈できる表現を使うことで折り合った。「核の傘」の下にある非保有国にも門戸を開く条約になった。



## 川崎哲氏の意見[川崎20170810]：

- ・「核保有国との同盟関係にとどまりながらも核兵器禁止条約に加入することは可能」と語ったのでしょ。それはその通りです。
- ・しかし、それを「核の傘にとどまりながら可能」と言いかえるのは誤りだと思います。
- ・それはつまり「核の傘」とはそもそも何かという問題になるわけですが、「私たちを核で守って下さいね」という依頼をするということが「核の傘に入る」ことの意味であると考えられるので、そのような依頼をしている時点で今回の核兵器禁止条約には入れません。それは議論の余地なし、です。なぜなら核兵器禁止条約は第一条でいかなる場合も核兵器を使用しないし、その援助、奨励、勧誘をしないと明確に定めているからです。
- ・Threat of use(使用の威嚇)とthreaten to use(使用するぞと威嚇すること)の語感の違い。
- ・何をもって威嚇とするかという定義はそもそも難しい
- ・日米の拡大抑止協議にせよNATOの核協議にせよ、同盟国と米国は、緊密に連携して核兵器の使用・運用体制を構築しているのですから、それがそのまま維持されたままで同盟国が核兵器禁止条約に加入するというのは絶対に無理です。
- ・本当の意味で両国間の信頼関係が深まっているなら、「何かあったら守ってはほしいけど、核兵器だけは使わないでくれ」と依頼するくらい関係があってもいい。米国との軍事同盟関係にとどまったとしても「いついかなる場合も核兵器の使用を援助、奨励、勧誘しない」ことを日本政府が決定し宣言すれば、日本は核兵器禁止条約に加入できます

# 課題：核爆発装置の定義とその実験の認定・検証を どう行うか.

核爆発の定義,  
未臨界実験(または, 臨界前実験, nuclear hydro experiment)は

# 北朝鮮の核ミサイル開発の脅威をめぐる両論

## 核兵器禁止条約の反対派:

一方、条約交渉をボイコットした核保有国や[同盟国](#)も採択後に反応した。

米英仏は共同声明で「我々は(核禁条約に)署名も批准もするつもりはない」と宣言した。さらに「安全保障環境の現実を明らかに無視している。(核禁)条約は、70年以上にわたって欧州と[北アジア](#)の平和維持の要となってきた[核抑止](#)政策と相いれない」と断じて批判した。

日本の別所浩郎・[国連大使](#)は採択後、[国連本部](#)内で記者団に「日本が署名することはない。今後も核兵器のない世界をめざし、核保有国と非保有国の信頼関係を構築するため努力する」と米国などに同調する姿勢を示した。日本は「[北朝鮮](#)の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えない」と3月の交渉会議初日に表明し、以降交渉に参加しなかった。

## 核兵器禁止条約の推進派:

核兵器に依存し、核抑止論を主張するからこそ、北朝鮮が核兵器保有するに到ったではないか。

自らの核兵器保有と核の傘依存を続ける一方で、他国の核兵器開発の糾弾を続けることは、非難の応酬を加速させるばかりか、核兵器使用の危険性を増大させ、国民の安全保障を損なうものであって、核兵器廃絶への道ではない。

[七人委20170710]

## 核禁条約加盟、情勢が許さぬ

国立研究所研究職 田中治([岩手県](#) 53)  
(朝日新聞7月17日付掲載の投稿〈要旨〉)

[核兵器](#)禁止条約が国連の条約交渉会議で採択された。9日付社説は、米国の「[核の傘](#)」に入る我が国も早期加盟の可能性を探るよう主張するが、私は残念ながらまだその時期ではないと思う。

条約の理念自体には賛成する。だが、我が国に近い[北朝鮮](#)、中国、ロシアは核を保有し、核禁条約にそっぽを向いている。これらの国の核は、我が国の潜在的な脅威となっている。その現実を無視したまま、我が国だけが核禁条約に加盟することは、安全保障面で大きなマイナスと思う。そのような一方的な加盟には反対する。

非核保有国だけでなく、核保有国も加盟させることが不可欠だ。核禁条約への核保有国の態度が変わるきざしが見えるまで、我が国の加盟は待つべきだろう。

今は日米韓の結束を強化し、[北朝鮮](#)に圧力を加えて核放棄を迫るのに専念する時ではないか。それが実現して、東アジアの軍事情勢が変わることが我が国の核禁条約加盟への大前提になると思う。

# § 3. 国家安全保障の中心政策としての 「核抑止論」の系譜

## § § 3.1 「核抑止論」の系譜

抑止論(deterrence theory)

核抑止は二つの意味を持つ(という主張がある)

1) 国家間の戦争を抑止する,

→ 冷戦初期のアメリカだけが核兵器独占するなど,

核兵器保有国と非保有国との間で成立(と考えられた)

2) 核兵器の使用を抑止する.

→ 旧ソビエト連邦が原爆実験に成功して以降、米ソは核戦争に撃ち勝つ(国家を破滅させうるだけの)核戦力を構成することに努力が払われたが、米ソ双方の核戦力が相互の国家を破壊できるだけの質量を整えた1960年代以降は、いかに国家の破滅に至る核の使用をためらわせる

米(旧)ソ連の二極対立における核抑止と

核兵器保有国数の増加に伴う核抑止(は異なるはず?)

[核抑止@ウィキペディア]

確証破壊戦略 (Assured Destruction Strategy、1954年)

相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction、MAD、1965年)

MAD=狂気

核兵器も通常兵器も、軍事力による戦争抑止と言う意味では手段に過ぎないため、手持ちの戦力をいかに有効に抑止力に転化させるかという観点から、核抑止理論も大量報復戦略 (ニュールック戦略、1954年)、柔軟対応戦略 (Flexible Response Strategy、1961年)、損害限定 (Damage Limitation、1964年)、相殺戦略 (Countervailing Strategy、1980年)、戦略防衛構想 (Strategic Defense Initiative, SDI、1983年) など、時代や技術の変化を受ける。

[山田1979], [グリーン2000], [吉田2000]

## § § 3.2現代の「裸の王様」としての「核抑止論」

(1)「核抑止論」の非道徳性, 非人道性

(2)「核抑止論」の非合法性

(3)「核抑止論」の非実用性, 非有用性

(1)「核抑止論」の非道徳性, 非人道性について:

核兵器は, 必要悪ではなく, 絶対悪である. [湯川1977]

核抑止のドグマの宿命的な欠陥は, 敵対と不信を生むことである.

「核兵器とその戦略は, 考えられる中で最大規模のテロリストの論理を体現している」,

「一人のテロリストは飛行機一機の人間を数日人質にとるかもしれないが, 核抑止は人類社会全体を無限の未来にわたって人質にする」[グリーン2000]



## (2)「核抑止論」の非合法性について：[グリーン2000]

1996年、国際司法裁判所は事実上、核抑止の否を認める。  
「(中略)、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国の存亡  
そのものかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法である  
かをはっきりと結論しえない。」と述べている。

それにも関わらず法廷は、こうした極限的な状況でも核兵器の威嚇ま  
たは使用は国際人道法に従わねばならないことを全員一致で決定した。

国際人道法：

戦争の手段や方法を規制する原則や規則、それに文民、病人や負傷した戦闘員、  
戦争捕虜のような人々の人道的保護を扱ったものである。

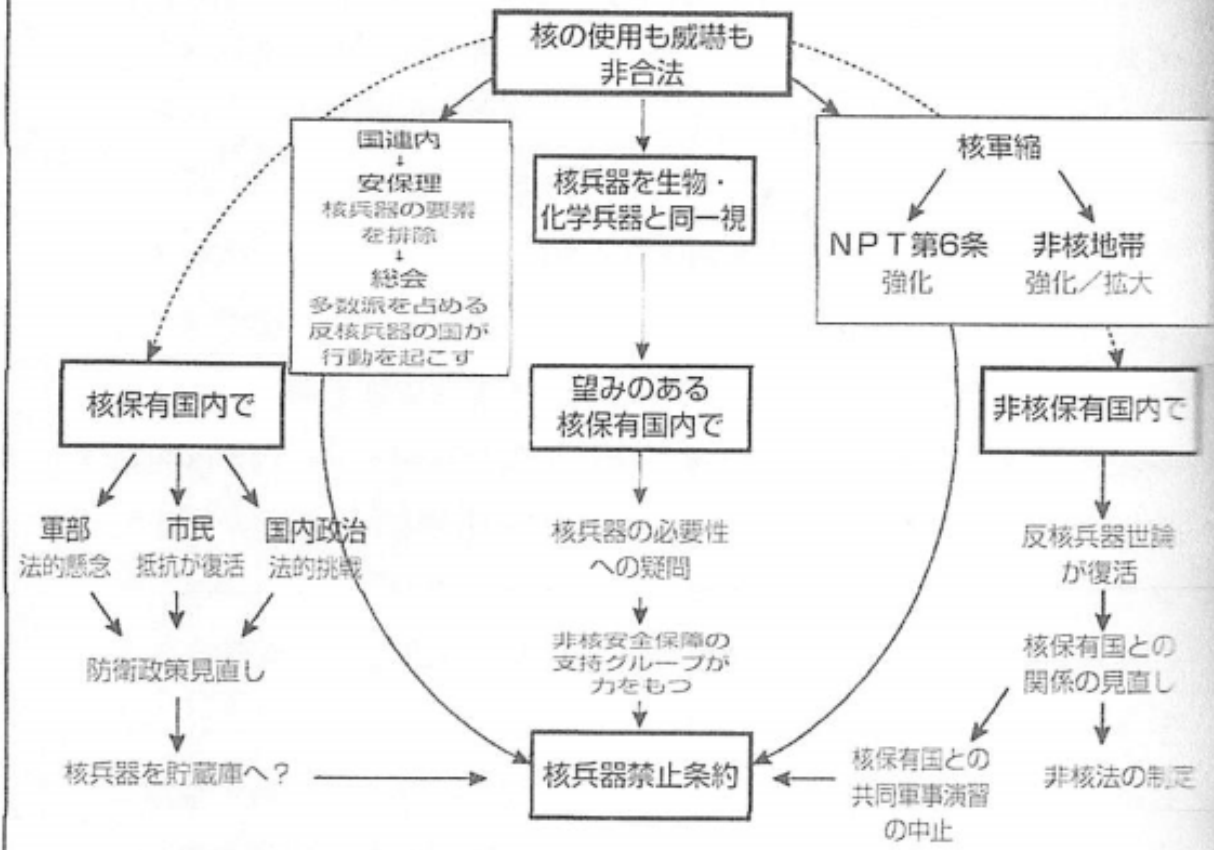
[http://www.unic.or.jp/activities/international\\_law/humanitarian\\_laws/](http://www.unic.or.jp/activities/international_law/humanitarian_laws/)

ウィラーマントリー判事の意見の抜粋：

「抑止のための核兵器の第一の目的は、冷酷で不快な報復である—それは戦争用  
の兵器というよりも、テロリズムの道具である。」

→2017年、核兵器禁止条約

# 国際司法裁判所の1996年・勧告的意見がもたらす影響



[グリーン2000]

### (3)「核抑止論」の非実用性, 非有用性について:

- ・キューバ・ミサイル危機(1962年):

戦略核戦力における米国の優位のもとで起こった.

旧ソ連指導部の決定, は厳密な意味において抑止の失敗ではないという主張があるかもしれない. 結果として, 米国が攻撃されなかったからである. しかし, 抑止が, 核戦争に発展しうるような挑発を防ぐことを想定しているとするれば, キューバへのミサイル設置はまさにそのような挑発であったのであり, キューバの例は抑止の失敗と評価されるのが正当である. [グリーン2000] [ウィルソン2016]

- ・1948年ベルリン封鎖, 1955年朝鮮戦争, 1973年中東戦争, 1990年湾岸戦争, [ウィルソン2016]

- ・テロリストは核兵器で抑止できない. [グリーン2000]

- ・北朝鮮の核・ミサイル開発(特に, 2016年以降)

戦略核戦力・通常戦力および米韓軍事同盟, 日米軍事同盟に  
など米国とその同盟国の圧倒的な軍事優位のもとで起き続けている!

しかし, 抑止が, 核戦争に発展しうるような挑発を防ぐことを想定しているとするれば, 北朝鮮の核・ミサイル開発はまさにそのような挑発であったのであり, (核)抑止の失敗と評価されるべきである! .

## § § 3.3「核抑止論」より安全な安全保障戦略を目指して

[グリーン2000]

・ 私たちは伝統的に、安全保障を軍事力と等価に見るように教えられてきた。「国の安全保障」の追求は、さらなる不安全を獲得しただけであった。

その理由は、私たちが他国を威嚇するために防衛基地を置けば置くほど、他国が私たちを手本にする可能性がそれだけ増すからである。

### (国の)安全保障の 딜레마

- ・ 現代の軍事技術は「自国」だけの防衛を不可能にしている。たとえ相手が敵であっても、今や安全保障は相互協力に依存している。個人、国、そして人間社会全体の安全に影響する問題は、国境を越え、安全保障の概念を広げる。
- ・ これにとって代わるのは、安全保障を軍隊の「勝敗」ゲームとしてみるのではなく、全員にとっての「セーフティ・ネット」としてみること。
- ・ 共通の安全保障または協調的安全保障の概念；  
1982年、オロフ・パルメ元首相(スウェーデン)  
冷戦終結前、 ミハイル・ゴルバチョフ元書記長(旧ソ連)
- ・ ベンサムによる個人の安全保障の時代から、軍事力による国家安全保障を経て、現在模索されている平和と共生に基づく安全保障に至る二〇〇年の理念の変遷。 [古関2013] [豊下2014]

## § § 核兵器廃絶と原発(=核発電)廃炉の区別と関連

### 1) 違い:

通常の原子炉(軽水炉)で使用される低濃縮ウラン約4%

プルサーマル発電のMOX燃料ではプルトニウムが約4%~9%

←→核兵器で使用される高濃縮ウラン(U-23590%以上)

兵器級プルトニウムはPu239の純度が高い(93%以上)

定格出力で運転される原発

←→極短時間でできるだけ大量のエネルギーを放出する核爆発

2) 関連:核燃料再処理技術, 高速増殖炉における兵器級プルトニウム生産可能性,

3) 論争点;原子炉級プルトニウム(核燃料再処理で抽出される)は  
兵器の材料になるか?

日本の原発推進派;原子炉級プルトニウムを使っても兵器としては効率が低い

←→米国の元核兵器設計者など専門家;現代の設計技術(\*)を使えば,

有意の威力をもつ核兵器として可能

(\*)微量の核融合物質を併用した爆縮型核分裂兵器(ブースター型核分裂弾頭)

48トン以上の原子炉級プルトニウムを保有する日本;潜在的核兵器保有国

原発推進の基本的動機の1つは潜在的核保有能力の維持

## § § インドとパキスタンの核兵器保有

### ムシャラフ元大統領「インドに核使用を検討」

毎日新聞2017年7月26日

ムシャラフ氏は大統領在任中の2002年、インド国会襲撃テロ事件後に両国関係が緊張した事態を受け、インドへの核兵器使用を検討したが、報復を恐れ断念したと明らかにした。核保有国のトップが核使用を検討した事実と言及するのは極めて異例。印パ対立が核戦争の引き金になりかねない状況を改めて浮き彫りにした。

#### ムシャラフ元大統領の発言ポイント

▽2002年に核使用の一線を越える可能性があった。しかし、核弾頭の装填の指示はしなかった。

▽インドの前国防相が核先制不使用を見直す発言をした。非常に危険。核を使うと言っているに等しい。

▽(パキスタンの「核開発の父」と呼ばれる)カーン博士から核開発関連装置がイラン、北朝鮮に流れた。それ以外は知らない。

・日本はインド・パキスタンの核保有を思いとどまらせるために、米国の核の傘に入るように説得した。このような日本の態度が、却って東アジアの非核化を停滞させる要因になっている。 [グリーン2000]

## § 4 核の傘—期待と幻想—

- ・そもそも「核の傘」とは？

自国に対する核攻撃を抑止することを「基本抑止」といい、同盟国や第三国に対する核攻撃を抑止することを「拡大抑止」あるいは「核の傘」という。

拡大核抑止論＝「核の傘」政策

- ・日米の拡大抑止協議

類似のもの；NATOの核協議

### 核の傘の問題点[グリーン2000]

問題点1：核保有国が核戦争の危険をおかしてまで、同盟国を守る意欲があるかどうか、あるいは軍事同盟の条約に明記されているかどうか。

問題点2：核同盟の中に入ったために、核攻撃を引き寄せることになり、それが安全保障を損なうという効果。核の傘が「傘」ではなく、核を引き寄せる「避雷針」になること。



## 問題点1:核保有国が核戦争の危険をおかしてまで、同盟国を守る意欲があるかどうか、あるいは軍事同盟の条約に明記されているかどうか。

→1) 米ソ間の戦略交渉の中心人物であった、ヘンリー・キッシンジャー元米国務長官は著書『核兵器と外交政策』(日本外政学会、一九五八年)の中で「核の傘はない」と主張し、こう指摘しています。

全面戦争という破局に直面したとき、ヨーロッパといえども、全面戦争に値すると(米国の中で)誰が確信しうるか。米国大統領は西ヨーロッパと米国の都市五〇と引き替えにするだろうか。西半球以外の地域は争う価値がないように見えてくる危険がある。

2) 1986年6月25日付の読売新聞「日欧の核の傘は幻想」

「ターナー元CIA長官と会談」「対ソ核報復を否定。米本土攻撃時に限る」 軍事戦略に精通しているターナー元CIA長官はインタビューで核の傘問題について、アメリカが日本や欧州のためにソ連に向けて核を発射すると思うのは幻想であると言明した。我々は米本土の核を使って欧州を防衛する考えはない。

アメリカの大統領が誰であれ、ワルシャワ機構軍が侵攻してきたからといって、モスクワに核で攻撃することはありえない。そうすればワシントンやニューヨークが廃墟になる同様に日本の防衛のために核ミサイルで米国本土から発射することはありえない。我々はワシントンを破壊してまで同盟国を守る考えはない。

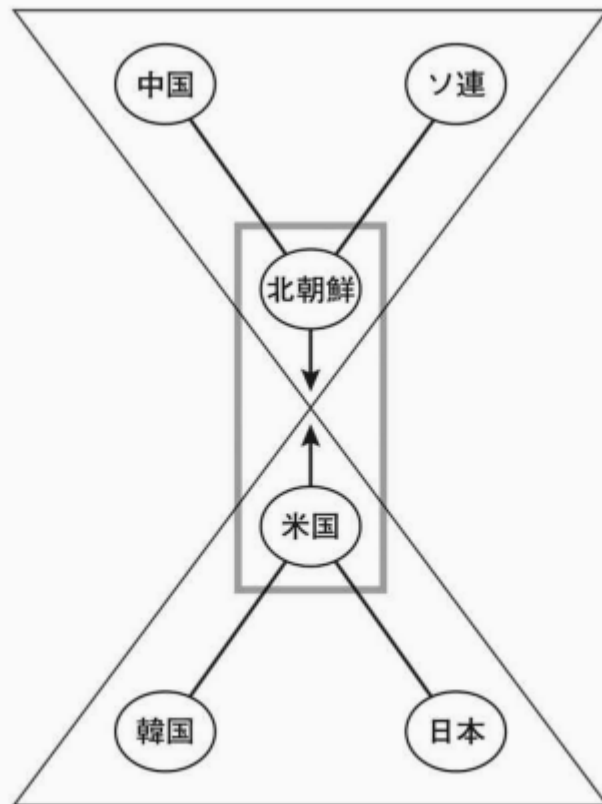
**アメリカが結んできた如何なる防衛条約も核使用に言及したものはない。**

日本に対しても有事の時には助けるだろうが、核兵器は使用しない。

3) 尖閣諸島についてのコメントは[豊下2014] 参照。

問題点2:核同盟の中に入ったために,核攻撃を引き寄せることになり,それが安全保障を損なうという効果.核の傘が「傘」ではなく,核を引き寄せる「避雷針」になること.

→在日米軍基地を標的とする軍事演習を行っていると言明した北朝鮮政府.  
日本(高度)上空を通過する弾道ミサイル実験.



[坂井平岩2017]

図3 北朝鮮の認識する朝鮮半島の対立構図

#### 4) 元内閣官房副長官補・柳沢協二氏の見解

### 脅威=能力×意図

——とはいえ、北朝鮮の大陸間弾道ミサイル(ICBM)の発射で、脅威が明らかに高まり、日米同盟の重要性を感じる人は増えています。

「まず、何に対する脅威かを考えるべきです。脅威は『能力』と『意図』のかけ算です。『能力』では、敵の国土を攻撃できるICBMは強力です。

**では北朝鮮が日本を攻撃する『意図』は何か。**

それは日本に米軍基地があり、そこから戦闘機が飛んでくることです。在日米軍の存在が、北朝鮮にとっての攻撃の動機なのです」

「日本がミサイルから安全であることと、米国が主導する世界秩序を守ることは、実は両立しない。今問われているのはどちらを優先するか、なのです」 [柳沢20170822]

## § 5 当面する課題ーミサイル攻撃・ミサイル防衛論 の虚実ー

- ・日本を攻撃する中距離弾道ミサイルは秒速2000mから3000m、長距離弾道ミサイルにいたっては秒速7000mの速度で落下してきます。これを撃ち落とすことなど、現実的にありえない。

- ・ [週刊朝日20170829]

日本が保有する現在の弾道ミサイル防衛システム(BMD)では、グアムを狙う弾道ミサイルの迎撃は「例外を除いては不可能」というのが常識だからだ。

BMDの性能に関するデータは特別防衛秘密に指定されているが、防衛省内で広く聞かれる性能や能力は次のようなものだ。北朝鮮とグアムの距離は約3500キロ。ノーマル軌道で発射した場合の最頂点の高度は700キロ前後に達する。ミサイルの迎撃はスピードが減速する最頂点付近がベストとされる。ところがイージス艦に搭載された迎撃ミサイルSM3の到達高度は約500キロ。そもそも飛距離でも速度でも届かない。

落下する弾道ミサイルを最終段階で迎撃する手段は、航空自衛隊のPAC3部隊(高射隊)しかない。全国に17の高射隊があるが、1個高射隊がカバーできる面積は半径20キロ程度に過ぎない。だからとてもすべての米軍基地をカバーすることはできない。日本にも東京や大阪などの都市部にたくさんの政経中枢があり、地方には多数の原発施設を抱える。

# 北朝鮮ミサイル発射で注目集まる米国「迎撃」の選択肢

[ロイター20170831]

29日のミサイル発射によって浮き彫りとなったのは、[トランプ](#)大統領による厳しい口調、制裁決議、朝鮮半島での軍事力の誇示は、[北朝鮮](#)の指導者である金正恩朝鮮労働党委員長の行動を阻止するにはほとんど効果を見せていない。

日本上空を通過したものの同国の領有区域が直接的な脅威を受けなかったミサイルに対し、米政府が多層防衛システムを配備する用意があるかどうかだ。配備された場合、自衛行為というよりも軍事力の誇示とみなされるだろう。

## <迎撃成功の確証なく>

米国が最近行ったミサイル迎撃実験は成功したものの、専門家は、新型迎撃ミサイルTHAAD(サード)などを含む米国のミサイル防衛システムが、標的を撃ち落とす確証はないと指摘する。

ミサイル防衛の論理と核抑止の論理が根本的に矛盾していること.

なぜなら、「核の脅し」さえ通用しない「理性なき国家」(米国ブッシュ政権におけるならず者国家, イラク, 北朝鮮, イラン)が登場してきたからこそミサイル防衛が必要となった訳であり,

論理的には, そこでは核抑止も「核の傘」も意味をなさないことが大前提なのである. [豊下2014]

- ・「安全保障」認識の転換を[グリーン2000] [古関2013] [豊下2014]
- ・北朝鮮の核ミサイル開発をめぐる緊張の緩和を  
—政府への要求, 市民運動, 学者・文化人の運動
- ・米国追従で, 憲法改悪を目指し, 政治の私物化を図り, 原発再稼働と原発輸出をめざす安倍自公政権の打倒が必要不可欠,  
→野党と市民運動との共闘の強化・発展が急務
- ・**非核の傘**を広げよう!  
→北東アジアの非核化運動[長崎大RECNA2015]
- ・日本における**軍産学複合体**の形成の動きに対する抵抗の運動を  
軍学共同反対だけでは不十分

## 引用参照文献情報(五十音順)

[朝日20170809] 核禁止条約「核の傘の下でも可能」 交渉まとめ役が見解, 朝日新聞, 2017.8.9

[朝日20170901]防衛費2.5%増、膨張一途 陸上イージス「額未定」 概算要求, 朝日新聞, 2017年9月1日.

[ICAN2017] ICAN(The International Campaign to Abolish Nuclear Weapons), About the treaty to prohibit nuclear weapons, 2017.7.7

<http://www.icanw.org/campaign-news/about-the-treaty-to-prohibit-nuclear-weapons/>

[ウィルソン2016] W.ウィルソン「核兵器をめぐる5つの神話」(RECNA叢書), 法律文化社, 2016年.

[太田2014] 太田昌克「日米<核>同盟——原爆、核の傘、フクシマ」(岩波新書) 2014年.

[核兵器数2017] Skye Gould,核兵器は世界に1万4900個。核所有国家一覧と推定所有数, Jan. 31, 2017, <https://www.businessinsider.jp/post-604>

[核抑止@ウィキペディア] 核抑止@ウィキペディア(フリー百科事典)

[川崎20170810] 川崎哲氏のブログ.

核兵器禁止条約は「核の傘の下でも可能」とする朝日新聞の記事について——そもそも「核の傘」とは？

[http://s.webry.info/sp/kawasakiakira.at.webry.info/201708/article\\_1.html](http://s.webry.info/sp/kawasakiakira.at.webry.info/201708/article_1.html)

[グリーン2000] R.D. グリーン「検証『核抑止論』—現代の『裸の王様』」高文研, 2000年.

[古関2013] 古関彰一「安全保障とは何か」岩波書店 2013年.

[坂井平岩2017] 坂井隆, 平岩俊司「独裁国家・北朝鮮の実像—核・ミサイル・金正恩体制」朝日新聞出版, 2017年



[週刊朝日20170829] 北朝鮮に狙われる在日米軍基地 小野寺防衛相「対応できる」発言にのけぞった自衛隊幹部の本音〈週刊朝日〉2017年8/29(火) 9:42配信.

<https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20170829-00000012-sasahi-pol&p=1>

[富田2017] 富田宏治「核兵器禁止条約の意義と課題」かもがわ出版, 2017年.

[豊下2014] 豊下櫛彦, 古関彰一「集団的自衛権と安全保障」(岩波新書) 2014年.

[長崎大RECNA2017] 鈴木達治郎他、核兵器禁止条約採択の意義と課題、  
長崎大学核兵器廃絶研究センター、2017年8月。

<http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf>

[長崎大RECNA2015] 梅林宏道他(長崎大学核兵器廃絶研究センター)、提言 北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ, 2015年3月

[七人委20170710] 世界平和七人委員会, 核兵器禁止条約採択を心から歓迎する  
(2017.07.10)[http://worldpeace7.jp/?page\\_id=384](http://worldpeace7.jp/?page_id=384)

[米ソ核兵器数水位] アメリカ合衆国(青)とソビエト連邦(ロシア、赤)の核兵器保有量の推移(1945年-2005年)

[https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/thumb/b/bb/US\\_and\\_USSR\\_nuclear\\_stockpiles.svg/langja-375px-US\\_and\\_USSR\\_nuclear\\_stockpiles.svg.png](https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/thumb/b/bb/US_and_USSR_nuclear_stockpiles.svg/langja-375px-US_and_USSR_nuclear_stockpiles.svg.png)

[孫崎2011] 孫崎亨 ([twitter](#)), 参議院予算委員会公聴会 安全保障,  
2011. 3. 23, <http://chizai-tank.com/MAGOSAKI/Magosaki20110401.htm>

[柳沢20170822] (安保考)プロローグ:上 北朝鮮情勢と米艦防護 元内閣官房副長官補・柳沢協二さん, 朝日新聞, 2017.8.22

[山田1979] 山田浩「核抑止戦略の歴史と理論」法律文化社, 1979年.

[湯川1977] 湯川 秀樹, 朝永 振一郎, 豊田 利幸(編集)「核軍縮への新しい構想」  
岩波書店, 1977年.

[吉田2000] 吉田文彦「証言・核抑止の世紀—科学と政治はこう動いた」朝日新聞社(朝日選書), 2000年.

[ロイター-20170831] 焦点:北朝鮮ミサイル発射で注目集まる米国「迎撃」の選択肢,  
ロイター通信, 2017年 08月 31日

<https://jp.reuters.com/article/northkorea-us-missiles-shootdown-idJPKCN1BA0QG?rpc=122&sp=true>